

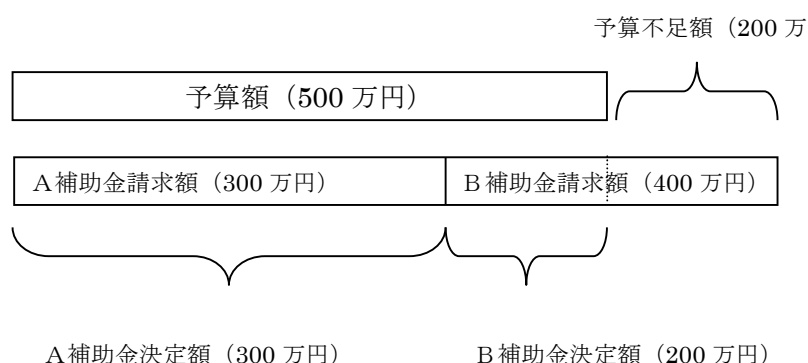
民営自転車駐車場整備事業補助金 Q&A

Q1 補助金の上限が予算の範囲内となっているがどういう意味か。

A1 各年度本事業に配当された予算額を上回る申請があった場合は、その時点で当該年度の補助金交付は終了します。

Q2 予算の残額が 500 万円として、同日に 300 万円と 400 万円の補助金の申請があった場合(補助金額が予算額を上回った場合)はどうなるのか。

A2 「江東区民営自転車駐車場整備事業補助金交付申請書」の申請受付日時の順に交付決定の手続きを行います。300 万円の申請が先だった場合、後から提出のあった 400 万円の申請は、予算残額の 200 万円を上限として補助金申請を受け付けます。



Q3 工事を行ったところ、当初の見込みよりも工事費用がかかってしまった。補助金を増額することは可能か。

A3 「江東区民営自転車駐車場整備事業補助金交付決定通知書」で交付の決定を行った際に明示する補助金交付額が原則補助金の上限となります。実績として当初の見込み以上の費用が発生していたとしても増額はできません。逆に減額していた場合は、実態に合わせた補助金額を支給します。ただし、自転車駐車場の機能を向上させるための変更である場合は、「江東区民営自転車駐車場整備事業補助金に係る事業変更(中止・

廃止)承認申請書」を提出することで、補助金額の増額を請求することは可能です。ただしその場合の増額分は事業変更承認申請書提出時点での予算残額を上限とします。

※ 補助金額の増額が請求できる場合

- ① 駐車可能台数を増やすための変更
- ② より利便性を高める機器を導入するための変更

Q4 誰でも使える自転車駐車が補助対象ということだが、店舗内や地下駐車場内に設置した場合、補助対象となるのか。

A4 往来から自転車駐車場があることが確認でき、店舗利用者以外も使用できるものであれば、対象とします。

Q5 放置自転車の発生が見込まれる地域とは具体的にどういった場所か

A5 区立自転車駐車場のキャンセル待ちが発生している地域等が特に想定されますが、駅周辺に限らず、総合的に判断していきます。

Q6 駐輪場は24時間365日利用できる形態でなくてはならないのか

A6 営業形態は申請者の判断とします。年中無休でなくても構いません。

Q7 駐輪場は有料(無料)であっても、補助対象となるか。

A7 有料、無料どちらも対象となります。

Q8 自転車駐車場と自動二輪車駐車場を併設する場合は補助対象となるか

A8 自転車と原動機付自転車及び自動二輪車 兼用 の駐車機器等を整備する場合、当該経費は補助対象とします

駐輪器具、付属施設(利用案内看板、照明、精算機等)

○自転車と原動機付自転車及び自動二輪車 兼用 で利用できる設備は補助対象となります

○原動機付自転車及び自動二輪車 単独 で利用する設備は補助対象外です。

舗装工事費、電気工事費

○自転車と原動機付自転車及び自動二輪車の駐車区画を 兼用区画 として運営する場合、工事費は補助対象となります。

○原動機付自転車及び自動二輪車を、自転車の駐車区画と分けて 運営する場合、原動機付自転車及び自動二輪車用区画の工事費は補助対象外です。

整備に要した経費が、補助対象分と補助対象外分を不可分である場合は、自転車駐車用区画の面積を、全体面積から按分して計算します。

計算例

舗装工事費 ￥200,000

自転車用駐車区画 15 m²、原付用駐車区画 5 m²

補助対象経費 ￥200,000 × [15 m² ÷ (15 m² + 5 m²)] = ￥150,000

Q9 原動機付自転車、自動二輪車のどちらにも使用できる機器は補助対象ということだが、この機器は原動機付自転車専用として運営しなければならないか。

A9 原動機付自転車が駐車できるのであれば、自動二輪車も受け付けて営業しても差し支えありません。

Q10 既存の自転車駐車場の機器を撤去し、新しい機器を設置したい。既存機器の撤去費用も補助対象か。

A10 既存機器の撤去費用も対象とします。

Q11 既存機器を撤去し、白線を引いた平置き自転車駐車場にしようと考えている。費用としては既存機器の撤去費用のみだが、補助対象となるか。

A11 補助金交付後3年以上運営予定なのであれば、補助対象とします。

Q12 昨年度補助金を受けて自転車駐車場を設置した。今年度機器の改修をしたい。補助金の交付を受けられるか。

A12 補助金交付後3年間の間は補助金交付に伴い取得した財産の処分を制限しているので、原則受けられません。既存の機器を残したまま増築する場合は、補助対象となります。

Q13 通りを挟んで2か所に自転車駐車場を設定する予定である。同一の駐輪場として同時にオープンする予定だが、補助金は2か所分として申請は可能か。

A13 連続していない土地に設置される自転車駐車場は別の駐車場として取り扱います。それぞれの自転車駐車場について補助金申請が可能です。

Q14 事情があつて、駐輪場を2年で閉鎖することとなった。補助金は返還すべきか。

A14 原則、支給した補助金を36月で除し、自転車駐車場を開設した日(増築又は改修する場合)にあつては、当該工事が完了した日から経過した月数を乗じた金額を補助金額から差し引いた金額の返還を請求します。

Q15 既に店舗の建設の工事は始めているが、一般開放用の自転車駐車場を作ろうと検討している。補助金の申請は可能か。

A15 竣工前の申請であれば、補助金申請は可能です。

Q16 自動二輪車用の駐車を設置する場合には、助成制度を受けられないのか。

A16 自動二輪車(125cc 以上)用の駐車を整備する場合は、東京都道路整備保全公社の「自動二輪車用駐車場整備助成」の対象となる場合があります。詳細については東京都道路整備保全公社のホームページをご覧ください。江東区地域交通課自転車対策係までご相談ください。

なお、同一の駐車で、「自動二輪車用駐車場整備助成」と、「江東区民営自転車駐車場整備事業補助金」の補助を同時に受けることは、原則としてできません。

Q17 定期契約用の自転車駐車場として運営する場合は、補助対象となるか

A17 定期契約専用の自転車駐車場は補助対象となりません。(要綱第5条の不特定的一般区民が利用できるものに該当しないため)。なお、定期契約用と一時利用(有料・無料問わず)の自転車駐車場を併設する場合は、自転車対策係までご相談ください。

Q18 建築当時には区の条例で定める附置義務対象となっていなかった建物に、自転車駐車を設置する場合は、補助対象となるか。

A18 現在の条例で定める附置義務対象台数分については補助対象外となります。